派遣協定書（案）

　　　　　（目的）

　　　　　第１条　本協定は、一般公募を行った日進市公立保育園保育士派遣業務について理解し、その業務に適した人材の確保に努め、保育士資格を有する派遣労働者（以下、「派遣労働者」という。）の派遣を行うことが可能な事業者（以下「事業者」という。）と協定を締結することにより迅速に派遣労働者を確保することを目的とする。

（派遣労働者の募集開始）

第2条　日進市は、本協定の締結後、保育士欠員時の人材派遣に係る業務内容（以下「業務内容」という。）について詳細が決定した際は、事業者に対し指名公募を行うものとする。

２　前項の規定により通知があった際は、事業者は派遣労働者の募集を開始し人材確保に努めるものとする。

３　前項の規定による派遣労働者は、業務内容について確実に履行ができ、かつ、心身ともに健康な者とする。

（協定期間）

第３条　本協定の期間は、令和6年４月１日から令和7年３月３１日までとする。

（派遣労働者の採用見込み）

第４条　人材確保に係る募集によって派遣労働者を採用する見込みが整ったときは、事業者は速やかに第２条第3項に規定する内容を証する書類を添付し、日進市へ報告するものとする。

（派遣元となる事業者の決定）

第5条　前条の規定により事業者から報告があったときは、日進市はその内容を精査し、適当と判断した場合、速やかに事業者を契約相手とし契約事務を進めるものとする。

（その他）

第6条　第２条第１項で規定する業務内容について、他の方法で充足したときは、日進市は速やかに事業者に対し通知するものとする。

２　前項の規定により通知があった場合は、事業者は速やかに派遣労働者の募集を終了するものとし、指名公募に係る債権債務はないことを確認する。

3　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、日進市と事業者で協議するものとする。

　この協定の証として本書２通を作成し、日進市と事業者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和６年　月　日

　　　　　　　　　　　　　日進市　（住所）　　愛知県日進市蟹甲町池下２６８番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）　　日進市長　近藤　裕貴

事業者　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者名）